



川崎中ロータリークラブ会報

KAWASAKI-NAKA ROTARYCLUB/FOUNDED 1972.7.15

【2026-27 年度 地区方針】「Enjoy Rotary!」

会 長 上原 伸一
副 会 長 富岡 昭一
幹 事 片岡 英之
S A A 小島 徹
会報委員長 一ノ瀬 仁敏

2026～2027

第 2485 回例会

2026 年 9 月 1 日

例会日 毎週火曜日 12 時 30 分点鐘
例会場 川崎市中原区小杉町 3-10
ホテル精養軒
TEL (044) 711-8855
事務所 川崎市中原区小杉町 3-428
山協ビル 402 号
TEL (044) 722-4331 FAX (044) 722-6334
E-mail : k-naka@galaxy.ocn.ne.jp
URL : <https://www.kawanaka-rc.com>

例 会 報 告

開会点鐘 上原 伸一 会長

司 会 小島 徹 SAA

合 唱 全会員

ロータリーソング「君が代」

「奉仕の理想」

お客様紹介 朝倉 和信 親睦活動委員

楊 子璐 様 2026 年度 米山奨学生

任 智瞳 様 司法修習生

出席報告

栗原 茂昭 出席委員長

会員数	出席数	欠席数	出席率	前々回訂正出席率	
37 名	30 名	7 名 対象外 (2)	88.24%	欠 11 名 対象外 (4)	MUO 名 78.79%

【本日の欠席者】

長谷川俊雄会員 三木治一会員 大友徹会員
井土清貴会員 渡邊新治会員 細山勝三郎会員
叶野聡会員

ニコニココーナー

森田 裕一 SAA 補

上原 伸一 会長

長谷山直前会長様 本日の卓話 よろしくお願
いします。

片岡 英之 幹事

長谷山直前会長様本日の卓話よろしくお願
いいたします。専門家のお話を聞けるのは大変貴
重です。

鹿島 義久 会員

先般の故人晴代の会葬には皆様大変ありが
とうございました。

萩原 ひとみ 会員

本日は長谷山先生に卓話をしていただけるこ
とになり、本当にうれしいです。楽しみに聞かせ
ていただき ます。よろしくお願い致します。

今後のプログラム

日 時	プログラム
9/22	休会
9/29	卓話 元劇団四季 安達 星来様
10/6	卓話 KSP 常務取締役 飯塚 豊様
10/13	休会

富岡 昭一 会員

長谷山パスト会長、本日の卓話のテーマ“危ない相続の話”について、関心の高い話です。楽しみに拝聴させていただきます。

内藤 幸彦 会員

長谷山先生お話し楽しみです。宜しくお願いします。鹿島義久さん大変御労様でした。本当に残念です。

金子 利昭 会員

本日卓話長谷山尚城会員よろしく願います。

鳥羽 貴仁会員

長谷山先生卓話楽しみです。個人的には相続とは縁が無いですが、お客様の為に勉強します。

小島 徹 会員

長谷山先生、お話し宜しくお願いします。

小島 正徳 会員

8月も終り秋の気配も感じる今日このごろですがいかがおすごしでしょうか？長谷山さん本日の卓話大変楽しみにしております。よろしくお願いします。

原 敏之 会員

長谷山会員、もう少し早くお話を聞きたかったです。

朝倉 和信 会員

長谷山先生卓話たのしみです。ありがとうございます。

森田 裕一 会員

私も職業柄、相続で色々なタイプのご家庭に関ります。長谷山会員の卓話、参考にさせていただきます。

合計 13 件	22,000 円
累計 101 件	130,500 円

会長報告

上原 伸一 会長

1. 地区より 2026-27 年度地区大会のお知らせが届いております。(回覧)

日 時:11 月 13・(金)・*14 日(土)

場 所:パシフィコ横浜 会議センター 1 階 メインホール

*11 月 10 日(火)につきましては、第 2491 回移動例会となります

幹事報告

片岡 英之 幹事

1. 例会変更

- 川崎百合丘 9/8・22(火)休会
9/29(火) 清掃活動 16:00～
終了後移動会 点鐘:18:00
- 川崎マリーン 9/10(木) 夜間移動例会 家族グルメ会@中華街
9/24(木) 休会
- 川崎中原 9/17(木) 早朝移動例会「コメダ珈琲 川崎武蔵中原店」点鐘:7:15

2. 本日例会終了後、理事役員会を開催致します。
関係各位のご出席をお願い致します

会員お祝い

入会記念日

佐川 陽子会員、森田 裕一会員、鳥羽 貴仁会員

結婚記念日

上原 伸一 会員

配偶者誕生日

内藤 幸彦 会員 奥様 英子 様
富岡 昭一 会員 奥様 きよ子 様
小島 正徳 会員 奥様 智子 様

会員誕生日



鹿島 義久 会員、佐川 陽子 会員

卓話



会員卓話 長谷山 尚城会員

演題「危ない相続、笑えない話」

弁護士として24年やってきましたが、最近は相続の案件が多いです。相続は法律だけでは半分しか解決出来ず、税金面が分かっていないと現実的な処理が出来ないこともあります。そこで、思い切って、今年の6月に税理士登録をして、現在、勉強中です。

とはいっても、今回は、そんなに難しい話をするつもりもありません。

ぶっちゃけ、皆さんのように、お金をもっている人はきちんと相続対策をしている方が多いです。しかし、そうではない場合に、色々大変になります。皆さんが亡くなったあと、私が奥様についていいのか、お子さんについていいのか迷わないように、今回の話をさせていただきます。

一つ目は遺言書の話。「うちの子は仲がいいから大丈夫」という油断が一番危ないです。仲の良い三兄弟が、それぞれ「介護は自分がしてきた」「実家は自分が継ぐ」「法律通り三等分」と主張し合い、疎遠になってしまった実例を紹介します。逆に、日頃から折り合いの悪い兄弟の方が早くから弁護士を入れるため、かえって手続きがスムーズに進むということもあります。遺産分割になると色々大変なので、とにかく遺言書を作成することが大事です。

二つ目は実家などの不動産の分け方について。現金と違い一円単位で分けられない不動産は、「公平」の定義自体が難しいです。代償金の準備や保険の活用など、元気なうちの話し合いが欠かせません。

三つ目は認知症対策としての家族信託。判断能力を失うと預金が事実上凍結され、家族でも引き出せなくなる現実を紹介(不動産の処分も出来なくなる)。柔軟性に乏しい成年後見制度を補う選択肢として家族信託を説明した一方、まだ組成できる専門家が少なく、安易な商品化には注意が必要です。

四つ目は相続税。「関係あるのは一部の人」ではなく、会社や不動産をお持ちの方はほぼ対象になります。業績好調な年ほど自社株の評価額が跳ね上がり、思わぬ納税資金の悩みにつながる経営者の実例も紹介しました。

最後に「元気なうちに、家族で財産の話を一度だけでもしておくこと」を、今日からできる一歩として提言させていただきます。

川崎中ロータリークラブ 内部卓話

危ない相続、笑えない話

武蔵小杉あおば法律事務所 代表弁護士・税理士 長谷山尚城
約30分、実例でたどる、相続と財産管理の「あるある」

はじめに

弁護士だけど、実は税理士でもあります

「税理士登録したの今年月なんですけど、まだ名前に書くの慣れなくて」

「相続、年間何十件も相談受けてますが、正直自分の家の相続、全然準備してません」

今日のスタンス

むずかしい法律論ではなく、
「あるある」を4つ、持ち帰ってもらえたら十分です。

①遺言書

②実家の分け方

③認知症と信託

④相続税

はじめに

危ない相続、笑えない話

1 遺言書、書いてますか

「うちの子は仲がいいから大丈夫」——これが一番危ない。

実例 (あるある)

仲の良い三兄弟。両親が亡くなり実家と預金を相続することに。生前「うちの子は仲がいいから遺産なんていらねえよ」と誰も準備していなかった。いざ話し合おうと、長男は「介護は自分がしてきた」「次男は「実家は自分が継ぐから他は現金で」、三男は「法律通り三等分では」と、それぞれの「当然」がぶつかる。仲が良かったからこそ「言い出しにくい」まま感情がこじれ、気づけば連絡を取らなくなっていた——というのは珍しい話ではありません。

ぶっちゃけ

実は逆に、折り合いの悪い兄弟の方が早くから弁護士を入れる分、手続きはかえってスムーズ。仲がいいと「お金の話は大変」という空気が邪魔をする。

伝えたいこと

遺言書は「仲が悪いから書く」ものではなく、「仲がいい今のうちに書いておく」もの。

※ うまくいった例：遺言書を書いた上で、子どもにきちんと自分の意思を伝えておく。

遺言書、書いてますか

危ない相続、笑えない話

2 実家、どう分ける

現金は1円単位で分けられますが、不動産は「半分」に切ることはできません。

実例 (あるある)

相続財産が「実家(評価額3,000万円)」と「預金500万円」のみ。相続人は子ども二人。法律上は半分ずつが公平だが、実家に住み続けたい長男が実家を、次男が預金500万円をもらおうと、長男3,000万円・次男500万円と大差がつく。差額を現金で払う「代償分割」もあるが、そんな現金を用意できる人ばかりではない。結果「実家を売って分けるしかない」となり、買った家を手放すことに——という話は非常に多いパターンです。

ぶっちゃけ

実は弁護士同士の相続でも揉めることがある。お互い「仕事だから」手加減せず、法律論で主張し合う。専門家だからスムーズとは限らない。

伝えたいこと

不動産中心の相続は「公平」の定義自体が難しい。誰が住むか、代償金をどうするか、元気なうちに話しておくことが大事。

※ 保険の活用も有効。どうしても不公平になるなら、きちんと話しておくことが必要。

実家、どう分ける

危ない相続、笑えない話

3

認知症になったら財産は？（家族信託の話）

これ、相続の話の「前」の話です。認知症になると、自分の預金すら自由に下ろせなくなります。

実例（あるある）

80代の父親名義の預金1,000万円。父親が認知症で判断能力がないと銀行に判断されると、口座は事実上凍結され、家族でも引き出せなくなる。介護施設の入居費用が必要でも「本人の意思確認ができない」と窓口で止められる—という相談は珍しくない。対策の「成年後見制度」は、家裁が選ぶ後見人の管理下に置かれ、財産は「本人のためだけ」にしか使えず、生前贈与や相続対策の資金移動は事実上できなくなる。代替が「家族信託」——元気なうちに信頼できる家族に管理を託す仕組みで、後見より柔軟に運用できる。

ぶっちゃけ

家族信託。家はちゃんと組成できる専門家がまだ少ない。ブームに乗って中身を理解しないまま商品化して売っているケースも。検討する際は知り合いの専門家に一度相談してから。

伝えたいこと

相続対策の前に、「自分が駄けなくなるとき」の備えが実は先に必要。

認知症になったら財産は？（家族信託の話）

危ない相続、読まない話

4

相続税、実は皆さん対象です

一般的には対象者は全体の1割弱。でも、ここにいる皆さんは、たぶんその割のほうです。

実例（あるある）

オーナー経営者の相続は、現金より「自社保」が一番の凶者。ある会社では社長が亡くなった時点の自社保評価額が想定3倍だった、というケースがあった。業績が良かったのが裏目に出て株価評価が跳ね上がった。相続人は「経営に興味ないが、株だけは相続税評価で数千万円分」という状況になり、納税資金の工面で頭を抱えることに。会社の業績が良いことが、そのまま「相続税の爆弾」になる——経営者の相続では非常によくあるパターンです。

ぶっちゃけ

自社保の評価は毎年動く。「うちは大した会社じゃない」と思っているけど、業績が良い年に相続が発生すると想定外の評価額になっていることがある。

伝えたいこと

「相続税は関係ない」ではなく「知らないうちに関係してくる」。自社保・複数不動産をお持ちの方は、一度評価だけでも専門家に。

※ 会社をお持ちだったり不動産をお持ちだったりする時点で、基礎控除（3,000万円+600万円×法定相続人数）はほぼ確実に超えます。

相続税、実は皆さん対象です

危ない相続、読まない話

今日から出来ること、一つだけ

元気なうちに、家族で「財産の話」を一度だけしておく

できれば、遺言書をきちんと書いておいてもらいたい

① 遺言書 ② 実家の分け方 ③ 認知症と信託 ④ 相続税——迷ったら、まず相談を。

今日から出来ること

危ない相続、読まない話